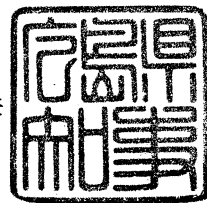


公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

平成 29 年 6 月 1 日

広島県知事 湯崎 英彦



1 事業の内容

(1) 事業名

太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業

(2) 事業の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び条件規定書による。

(3) 履行期間

契約締結日の日から平成 51 年 9 月 30 日まで（施設撤去を含む）

(4) 履行場所

広島市南区向洋沖町 1 番 1 号

広島県太田川流域下水道東部浄化センター内

2 応募者の構成等

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

(1) 応募者は単体企業又は共同企業体とする。

(2) 共同企業体を構成する企業数の上限は 3 者とし、本事業の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。

(3) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、県との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。

(4) 共同企業体の構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。

(5) 本事業の主たる業務※は、県の承諾を得ることなく共同企業体の構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(6) 本事業の主たる業務を複数の企業が担う場合は、すべての企業を構成員に含めなければならない。

※本事業の主たる業務とは、消化ガス発電施設の設計、建設、維持管理・運営（売電を含む）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

3 公募型プロポーザル参加資格

(1) 応募者（共同企業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

- ウ この公告の日から基本協定締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限若しくは低入札要綱第10条第2項第2号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。
- エ この公告の日から基本協定締結日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件公募型プロポーザルに参加し、又は本件事業の受託者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。
- オ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
- (2) 応募者（共同企業体の場合、構成員のいずれか）は、次の要件をすべて満たすものとする。
- ア 平成29・30年度広島県建設工事入札参加資格において電気工事又は機械器具設置工事の認定を受けていること。
- イ 平成14年4月1日から本件公告日の前日までの間に、日本国内でガスを燃料とした発電設備を施工（自社製作に限定しない。）した次のいずれかの実績を有していること。
- (ア) 公共工事等において完成検査を受けている元請施工実績
- (イ) 下水処理場において再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電を開始している事業者としての施工実績
- なお、共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率20%以上のものに限る。
- (3) 応募者が共同企業体の場合の代表企業は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
- ア 上記3(2)の要件を満たしていること。
- イ 平成26年広島県告示第503号(平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「04A買受」の資格を認定されている者であること。ただし、直近における貸借対照表（定時株主総会に報告された貸借対照表をいう）に資本金として計上した額が5億円以上である会社であること。
- (4) 応募者が共同企業体の場合の代表企業以外の構成員は、次の要件のいずれかを満たすものとする。
- ア 上記3(2)の要件を満たしていること。
- イ 上記3(2)アの要件を満たし、かつ、広島県内に主たる営業所を有していること。
- ウ 平成26年広島県告示第503号(平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「11H特殊施設管理」の資格を認定されている者であること。

4 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び条件規定書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局下水道公園課（広島県庁北館5階）

電話（082）513-4139（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 7 月 5 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は広島県ホームページからダウンロードすること。

広島県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/106>

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 応募者は，公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し，公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り，公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 29 年 7 月 5 日（水） 午後 4 時 30 分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

平成 29 年 7 月 11 日（火）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 29 年 8 月 8 日（火） 午後 4 時 30 分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着することとする。

5 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書，提案書に係るヒアリングの内容を基に，あらかじめ定めた提案書評価基準に従い，太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル選定委員会が審査し，最も高い評価点を得たものを最優秀提案者として決定し，その者を受託候補者とする。

(2) 提案書評価基準

「提案書評価基準」に基づき評価を行う。

(3) 結果の通知

平成 29 年 9 月 20 日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 応募者に求められる義務

応募者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 基本協定の締結

本事業に係る事業契約の締結等に向けた基本協定を受託候補者と締結する予定である。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

7 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木建築局下水道公園課（広島県庁北館 5 階）

電話（082）513 - 4139(ダイヤルイン) ファクシミリ（082）223 - 2397